

## 富士市稼ぐ力起業支援金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は地域課題の解決を目的として新たに社会的事業を富士市内で起業する者等に対し、必要な経費の補助金の交付について富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業 個人事業の開業届出又は法人の設立を行うことをいう。
- (2) 事業承継 経営者の交代又は事業再編や事業統合により事業を引き継ぐことをいう。
- (3) 第二創業 事業再構築指針（中小企業庁令和3年3月17日制定）における事業転換又は業種転換をいう（ただし、売上高構成比要件は適用しない）。
- (4) 法人 株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等をいう。
- (5) 地域課題 次に掲げるいずれかの分野に該当する課題をいう。
  - ア 保健・医療・福祉の増進
  - イ 子育て支援
  - ウ 防災・減災対策
  - エ まちづくり・地域活性化
  - オ 環境関連
- (6) 社会的事業 次に掲げる全ての事項に該当する地域課題の解決に資する事業をいう。
  - ア 地域社会が抱える課題に資すること（社会性）
  - イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
  - ウ 地域課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの提供が十分でないこと（必要性）
  - エ 市町、商工会議所、商工会、金融機関等、地域の機関・団体等と連携して実施することが見込まれる事業であること（地域連携）
  - オ 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての事項に該当する者とする。

(1) 以下のいずれかに該当する者

ア 令和8年4月7日以降、本事業の補助事業期間完了日までに起業により個人事業又は法人の代表者となる者（以下、「新たに起業する者」という。）

ただし、令和8年4月7日より前に既に起業し個人事業又は法人の代表者となっている者のうち、既存事業とは異なる事業を新たに起業し、個人事業又は法人の代表者となる者も対象となる。

イ 令和8年4月7日以降、本事業の補助事業期間完了日までに事業承継により、個人事業又は法人の代表者となる者、若しくは事業承継により事業を引き継ぐ予定の個人事業又は法人の代表者

ウ 令和8年4月7日以降、本事業の補助事業期間完了日までに第二創業をする個人事業又は法人の代表者（以下、イ及びウを併せ「事業承継又は第二創業をする者」という。）

(2) 静岡県内に居住している者、又は、本事業の補助事業期間完了日までに静岡県内に居住することを予定している者であること。

(3) 富士市内で起業、事業承継又は第二創業をする者であること。

(4) 法令順守上の問題を抱えている者でないこと。

(5) 申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。

(6) 対象事業を実施する者が、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第1号に規定する会社の場合は、次の項目に該当しないこと。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する「中小企業者」以外の企業（以下、「大企業」という。）

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

ウ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

エ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次に掲げる全ての事項に該当する事業とする。

- (1) 新たに起業する者にあつては、地域課題の解決を目的とした社会的事業であること。  
事業承継又は第二創業をする者にあつては、地域課題の解決を目的とした社会的事業でありSociety 5.0(AIやIoT等の未来技術を活用した新たな社会システムづくり)に関連する事業であること。
- (2) 富士市内で実施する事業であること。
- (3) 新たに起業する者にあつては、令和8年4月7日以降、本事業の補助事業期間完了日までに新たに起業する事業であること。  
事業承継又は第二創業をする者にあつては、令和8年4月7日以降、本事業の補助事業期間完了日までに事業承継又は第二創業により実施する事業であること。
- (4) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (5) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条において規定する風俗営業等)でないこと。
- (6) 富士市地域産業支援センターにて、第1項から第5項まで該当するかの確認を得た事業であり、かつ、別途定める審査により認められたもの。

(補助率及び補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費(同趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を控除して得た額)に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、200万円を上限とする。

(補助事業期間)

第6条 補助事業期間は、交付決定日から令和9年1月31日までとする。

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費は以下とする。なお、補助対象経費の詳細については、別に定めるものとする。

- (1) 人件費区分
  - ア 直接人件費
    - ・補助事業に直接従事する従業員(パート、アルバイトを含む)に対する給与、賃金  
ただし、代表者、役員等の人件費を除く
- (2) 事業費区分
  - ア 店舗等借料
    - ・事業遂行に必要な市内の店舗・事務所・駐車場等の賃借料、共益費、仲介手数料

イ 設備費

- ・事業遂行に必要な市内の店舗・事務所等の開設に伴う外装工事・内装工事費用
  - ・事業遂行に必要な市内で使用する機械装置・工具・器具・備品の購入費用
- ただし、不動産購入費、車両購入費等は対象外とする

ウ 原材料費

- ・事業遂行に必要な試作品、試供品及びサンプル品の製作に係る費用

エ 借料

- ・事業遂行に必要な市内で使用する機械装置や器具備品等のリース料及びレンタル料

オ 知的財産権等関連経費

- ・事業遂行に必要な知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得に関連する費用

カ 謝金

- ・事業遂行に必要な専門家等に支払われる費用

キ 旅費

- ・事業遂行に必要な国内出張費用（交通費・宿泊費）

ク 外注費

- ・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するための費用

コ 委託費

- ・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するための費用

サ マーケティング調査費

- ・事業遂行に必要な市場調査費（外部人材の活用を含む）、市場調査に要する郵送料及びメール便等費用

シ 広報費

- ・事業遂行に必要な販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費及び展示会出展費用

(交付申請)

第8条 交付申請は、次に掲げる事項により、市長宛に行うものとする。

(1) 提出書類

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第3号）

エ 誓約書（様式第4号）

- オ 住民票の写し（申請日前3か月以内に発行されたもの）
- カ 納税証明書（市税等の滞納がないことの証明）
- キ （既に法人の場合）履歴事項全部証明書、定款の写し、直近の決算書
- ク （既に個人事業主の場合）開業届の写し、直近の確定申告書
- ケ （事業承継・第二創業の場合）既存事業の概要が分かる資料、廃業届（承継の場合）等
- コ 別に市が必要とする添付書類

(2) 提出期限

令和8年6月30日まで

(交付決定)

第9条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、交付の決定をし、富士市稼ぐ力起業支援金交付通知書（様式第13号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 次に掲げる事項は、交付決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 事業期間中は地域産業支援センターにて、定期的に面談を行うこと。
- (2) 次に掲げる事項に該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く）をしようとする場合
  - イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く）をしようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、事務局が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、処分する財産の残存価格若しくは処分により得た収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助事業の決定、確定等に当たり、補助対象者名、所在市町、事業テーマ、事業概要等を公表することを了承すること。

- (7) 補助事業に係る事業内容の発表に関して、市長から指示があった場合には、その指示に従わなければならないこと。なお、特許出願を行っている場合は、特許法（昭和34年法律第121号）第65条の2に基づく出願公開後に行うものとする。
- (8) 研究開発及び新商品開発の成果あるいは、県公設試験研究機関等との共同研究の成果に基づき特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願を行った場合は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならないこと。
- (9) 特許権等知的財産権の実施あるいは譲渡等によって相当の収益を得たと市長が認めた場合は、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (10) 補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間において、毎年度終了後、補助事業に係る過去1年間の事業状況について成果報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならないこと。
- (11) 補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間において、市が必要であると判断した場合、いかなる理由であっても、調査・検査に対応しなければならないこと。また、会計検査院等の実地検査により、起業支援金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従う必要があること。
- (12) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (13) 補助事業期間内において、補助事業に関し、他の補助制度による補助金を受ける場合は、対象経費が重複しないこと。
- (14) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合には、財産処分承認申請書（様式第6号）を市長に提出して承認を得なければならない。
- (15) 補助事業を中止する場合は、事業中止承認申請書（様式第7号）により、また、事業を廃止する場合は、事業廃止承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならないこと。
- (16) 次に掲げる事項の一に該当すると市が認めた場合は、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消される場合があること。また、すでに補助金が交付されているときは、市に返還しなければならない場合があること。
  - ア 補助事業を中止、廃止及び縮小した場合
  - イ 天変地異その他の事情の変更により補助事業の全部又は一部を実施できない場合
  - ウ 交付申請書に記載の目的用途以外に補助金を使用した場合
  - エ 虚偽の申請及び事業執行、報告等不正行為と判断された場合
  - オ 確定のための検査を受けることができない場合

カ 補助事業が完了した日の属する年度及びその年度終了後1年以内に売上の計上がない  
など、実態として、補助を受けた事業を実施していないと判断された場合

キ 補助事業期間及び補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間において、第3  
条及び第4条に定めた条件から逸脱した場合

ク (1)から(14)までの各項の条件に反する場合

(軽微な変更)

第11条 第10条の(2)ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

(1) 経費配分の変更

第7条の補助対象経費に定める人件費及び事業費の区分において、経費の額の20パー  
セント以内の変更

(2) 事業内容の変更

補助事業の実施過程で生じた事情変化による事業方法又は手段の部分的な変更  
(変更承認申請)

第12条 事業計画の変更承認は、次に掲げる事項により、市長宛に行うものとする。

(1) 提出書類

ア 事業計画変更承認申請書(様式第9号)

イ 変更事項を具体的に説明する書類

(2) 提出期限

変更事項が発生した日から起算して15日以内

2 市長は、前項の規定による変更を承認したときは、申請者に対して、富士市稼ぐ力起業支  
援金変更承認通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(中間状況報告)

第13条 中間状況報告は、次に掲げる事項により、市長宛に行うものとする。また、市長  
は、補助事業の円滑及び適正な遂行を図るため必要があると認めるときは、必要に応じて補  
助事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(1) 提出書類

ア 中間状況報告書(様式第10号)

イ 支出済み補助対象経費検査用資料

(2) 提出期限

令和8年11月10日まで

(実績報告)

第14条 実績報告は、次に掲げる事項により、市長宛に行うものとする。

(1) 提出書類

- ア 実績報告書(様式第11号)
- イ 添付書類
- ウ 別に市が必要とする添付書類

(2) 提出期限

事業完了日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月10日のいずれか早い日まで

(補助金額の確定)

第15条 市長は、第14条の報告を受けたときは、その内容の審査及び現地検査により、補助事業の実績が補助金に適した内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、富士市稼ぐ力起業支援金交付確定通知書(様式第15号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第16条 補助金の支払いは、第15条の規定による補助すべき額を確定した後に、これを行うものとする。

(請求の手続)

第17条 市長は、第16条の補助金の支払いを行うときは、次に掲げる事項により、市長宛に請求を受けて、これを行うものとする。

(1) 提出書類

請求書(様式第12号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して5日以内

(立入検査等)

第18条 市長は、必要があると判断したときは、市職員等に事務所、店舗等関係場所に立ち入らせ、帳簿書類、その他の物件等についての調査・検査をさせることができる。

附 則

- 1 この要領は、令和8年5月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。